上院本会議、営業秘密保護法案を賛成 87・反対 0 で可決

2016 年 4 月 5 日
JETRONY 知財部
今 村 、 丸 岡

上院本会議は 4 日、営業秘密保護法案「Defend Trade Secrets Act（DTSA）」（S. 1890）を賛成 87・反対 0 で可決した。

同法案は、1996 年の「経済スパイ法（Economic Espionage Act of 1996）」を改正し、営業秘密の横領に関する連邦民事救済措置を策定し、州法を阻害しない形で全米の統一基準を確立するというもの。海外との取引、州間取引、州内の取引に関する製品、サービスに関するトレードシークレットを不正使用した場合に個人が民事的な救済を求めることができる。

各州ごとに営業秘密保護法が設けられているが、救済を求める被害者にとっては各種ごとに少しずつ異なる法案を理解しなければならず、法的手続きが非常に困難なものとなっていた。また、営業秘密窃盗のペースは急激に早まっており、連邦の取り締まり当局にはそれらの起訴を行う十分な処理能力がないため、被害者は民事的な救済が受けられない状態となっていた。

同法案は、2016 年 1 月 28 日に上院司法委員会を全会一致で通過しており、今回の上院本会議での採決に至ったものである。

同法案の上程人 Orrin Hatch 議員（ユタ州選出、共和党）は本会議で「連邦レベルの営業秘密保護は現在、経済スパイ法（Economic Espionage Act）に基づくため対象は、外国人が行う刑事上の営業秘密窃盗に限定され、その結果、多くの営業秘密不正取得が対応されず、司法省のみに負担が集中している。また、州法に基づく営業秘密保護は対応が州ごとに異なり効果的でない」とし、さらに、「営業秘密は顧客リスト、配合、アルゴリズム、ソフトウェアコード、特有の設計、工業的技術、製造プロセスなど重要な知的財産であるにも関わらず、特許などその他の知的財産とは異なり、連邦裁判所で民事訴訟を提起して法的に守ることができない」などと発言した。

なお、ホワイトハウスは同日に発表した政策綱領（policy statement）で同法案に対する強い支持を表明しており、同法案は下院通過後に速やかに署名されると予想される。

下院での日程は、不明である。

法案の概要

〇海外との取引、州間取引、州内の取引に関する製品、サービスに関するトレードシークレットを不正使用した場合に個人が民事的な救済を求めることができる。
〇裁判所（トレードシークレットの所有者）は、トレードシークレットの不正使用を防止するために、特別な状況（‘extraordinary circumstances’）が示された場合には、一方的差し押さえをすることができる。
〇再雇用などの雇用に介入するには、単にその人物が情報を知っているというだけではなく、営業秘密の不正流用の恐れがあるということを証明しなければならない。
〇犯罪に関する通報をするのに必要な秘密情報を開示する場合には、例外とする。

IPO Daily News（4 月 5 日付）、New York Times（4 月 4 日付）、Wall Street Journal（4 月 4 日付）、Washington Post（4 月 4 日付）も、このニュースを報じている。

上院での投票結果：
http://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_lists/roll_call_vote_cfm.cfm?congress=114&session=2&vote=00039

法案：
https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-114s1890es/pdf/BILLS-114s1890es.pdf

ホワイトハウスの政策綱領：
https://www.whitehouse.gov/sites/default/files/omb/legislative/sap/114/saps1890s_20160404.pdf

以上